

計画の推進

男女共同参画推進は市政全般に関わるため、多岐にわたる関連施策の調整が必要です。本計画を推進するため、関係部局との連携・調整を図りながら、男女共同参画の現状や問題点の把握、調査を行い、総合的かつ積極的に取り組みます。

また、本計画を確実に進めるために「弘前市男女共同参画プラン懇話会」を設置し、計画の達成度や執行状況を評価し、改善策を検討して見直しを行います。

弘前市男女共同参画プラン2023全体版について

弘前市男女共同参画プラン2023の全文は、市ホームページに掲載しているほか、支所・出張所・公民館等刊行物閲覧コーナーなどでご覧いただけます。

弘前市男女共同参画プラン：
<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/hirosakishidanjokyodousankakuplan.html>



出前講座について

市では、男女共同参画プランの内容及びその実現に向けた取組、また、性的マイノリティに関する取組やパートナーシップ宣誓制度について、市の職員が紹介する「出前講座」を実施しています。職場や町会、サークルなどでの研修や学校での授業などで、ぜひご利用ください。利用料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

弘前市出前講座について：
<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/koho/demae.html>



発行

弘前市企画部企画課ひとづくり推進室

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1
電話：0172-26-6349 / FAX：0172-35-7956
Eメール：kikaku@city.hirosaki.lg.jp

弘前市 男女共同参画プラン2023

概要版



一人ひとりが互いを尊重し合い
心豊かに暮らせるまち弘前

弘前市



男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置付けられています。

すべての人が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、本市において重要な課題です。



基本理念

一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前

弘前市男女共同参画プラン2023の基本理念は、市民一人ひとりにとって生きやすい弘前をイメージした男女共同参画社会の実現を目指し、前計画が掲げていた「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」を引き継ぎ、本市における男女共同参画の取組を3つの基本目標を掲げ、推進していきます。

基本目標Ⅰ

すべての人があらゆる分野で活躍できる社会の実現

基本目標Ⅱ

すべての人が安心して暮らせる社会の実現

基本目標Ⅲ

すべての人が共に参画できる社会の実現

計画の期間と位置づけ

計画期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間とします。

また、本計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するものであるほか、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画を兼ねるものです。



基本目標Ⅰ すべての人があらゆる分野で活躍できる社会の実現

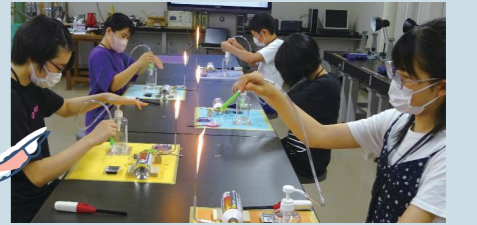
重点目標と施策の方向

- 01 政策・方針決定過程への女性の参画
 - ① 審議会等の委員への女性の参画
 - ② 市女性職員の管理職への登用
- 02 女性の人財育成とエンパワーメント支援
 - ① 女性の人財育成
 - ② 女性のエンパワーメント支援の促進
- 03 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
 - ① ワーク・ライフ・バランス支援の促進
 - ② 子育てを支援する環境の整備
 - ③ 介護を支援する環境の整備
- 04 就業・起業における男女共同参画の推進
 - ① 希望に応じた多様な働き方を可能にする支援
 - ② 企業等における女性の活躍推進
- 05 農業における男女共同参画の推進
 - ① 農業に従事する女性が活躍できる環境づくり



理工系分野女性活躍推進事業

中学生・高校生を対象に、地域の理工系分野で女性が活躍している状況を知る機会を創出するため、高い技術力を持つ地域企業や高度な研究を行う大学を訪問、体験を実施



家族経営協定締結支援事業

農業経営の方針や家族一人ひとりの役割、休日の取り方などについて、家族間で取り決めを行う家族経営協定の締結を支援

市民参加型まちづくり1%システム支援事業

町会やNPO、学生や市民活動団体などが実践するまちづくり、地域づくり活動に係る経費の一部を支援



基本目標Ⅱ すべての人が安心して暮らせる社会の実現

重点目標と施策の方向

- 06 地域における男女共同参画の推進
 - ① 性別に関わりなく共同で取り組む地域活動の推進
 - ② 防災・災害時における男女共同参画の視点を反映させた対応
- 07 生活上の困難や生きづらさに直面する人への支援
 - ① ひとり親家庭、貧困等の人たちの生活安定に向けた支援
 - ② 若年者、高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備
 - ③ 多様な性のあり方に対する理解促進
 - ④ 犯罪被害者等への支援
- 08 すべての人に対する暴力の根絶
 - ① 暴力の防止のための環境づくり
 - ② 暴力被害者からの相談・支援体制の充実
- 09 生涯を通じた健康支援
 - ① 生活習慣病の発症予防及び重症化予防対策
 - ② 健康意識の向上と心身の健康づくり
 - ③ 身体的性差に関わる健康問題に対する理解促進



パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業

「弘前市パートナーシップ宣誓制度」、「弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度」の運用やセミナー・交流会の開催をとおし、性的マイノリティの方も安心して暮らせる環境づくりを推進



ひとにやさしい社会推進セミナー

男女共同参画の理解の普及・定着を目的とした意識啓発を図るため、様々なテーマでセミナーを実施



基本目標Ⅲ すべての人が共に参画できる社会の実現

重点目標と施策の方向

- 10 男女共同参画社会形成に向けた慣行の見直し、意識の改革
 - ① 男女共同参画社会形成に係る理解促進
 - ② 男女共同参画に関する意識調査
- 11 学校教育における理解促進
 - ① 学校教育等における男女共同参画の理解促進

弘前市出前講座の実施

男女共同参画に関する取組や性の多様性に関する取組について、市民の皆さんが自主的に開催する学習会などに市職員が出向き講座を実施

